

「フロン類対策の取組み状況及び意見・提案」 平成 29 年 1 月 25 日
 報告者：公益社団法人全国解体工事業団体連合会 専務理事 出野政雄

項目	内容
(1) 解体工事業者	<p>①建設業法の業許可（解体）：イ. 解体工事業、ロ. 建築工事業、ハ. 土木工事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年改正で解体工事業を新設（業許可は平成 31 年 6 月から技術者制度は平成 33 年 4 月から完全施行） ・総合的な企画・調整・指導を要しない解体工事のみ解体工事業許可で営業 ・イ. は 2～3 万社（想定）、ロ. とハ. は 15～20 万社 <p>②建設リサイクル法の業登録（500 万円未満）：解体工事業登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年制定の建設リサイクル法で新設、平成 14 年から完全施行 ・請負金額で区分、会社規模等とは無関係 ・約 8 千社
(2) 全国解体工事業 団体連合会	<p>①平成 5 年に社団法人の許可、平成 25 年に公益社団法人へ移行</p> <p>②41 団体（40 都府県）；約 1,450 社</p> <p>③専門業者は 2～3 割程度（地方ほど兼業者が多い）</p> <p>④中小企業が主（最頻値は売上 1 億円、従業員 10～30 人程度）</p>
(3) 解体工事における フロン回収等 の実態 （当連合会会員 等からのヒアリン グに基づく）	<p>①大手建設会社、大型現場ほど回収率が高い。</p> <p>②都市部ほど回収率が高い</p> <p>③民間発注工事では、回収率が高くない。</p> <p>④民間工事の発注者は、法律の不知者が少なくない。</p> <p>⑤解体工事専門業者でない場合は、法律の不知者が少なくない。</p> <p>⑥業界団体に所属しない業者は、法律の不知者が少なくない。</p> <p>⑦遵法精神に欠ける不適正・不良解体業者が少なからず存在する。</p> <p>⑧重層下請の場合は、情報伝達および費用負担責任が不明瞭。</p>
(4) 当連合会の取組	<p>①毎年度、資料集（フロン関係も収録）を作成し頒布（約 4,000 部；本年度実績）</p> <p>②「解体工事施工技術講習」で講義（3～5 分程度、約 1,400 人；本年度実績）</p> <p>③「解体工事施工技士資格試験」で出題（約 3,300 人；本年度実績）</p> <p>④「登録解体工事講習」で講義（3～5 分程度、約 4,000 人；本年度実績）</p> <p>⑤「解体工事施工技士登録更新講習」で講義（3～5 分程度、約 1,000 人；本年度実績）</p> <p>⑥環境省等の作成したリーフレット、ポスター等を、会員・受講者等に頒布</p> <p>⑦環境省等の実施するアンケート調査等に協力</p> <p>⑧行程管理票を全国の会員団体で販売</p>
(5) 課題・問題点	<p>①国民および建設・解体業者の法律の不知</p> <p>②国民および建設・解体業者の地球温暖化に対する危機感の希薄</p> <p>③国民の解体工事、再資源化、廃棄物処理等に対する費用負担意識の希薄</p> <p>④不良業者への監視の目が不足</p> <p>⑤回収の事前届出および事後報告の制度が未整備</p> <p>⑥違反摘発の不徹底</p> <p>⑦フロンが無色無臭のため、漏洩の発見、追跡が困難</p> <p>⑧フロンが比較的安価なため、回収・購入等に関するコスト意識の希薄</p> <p>⑨経済的インセンティブが不足</p> <p>⑩土木や建築の解体工事関係技術検定制度では、フロン類回収等は重要視されていない。</p>
(6) 意見・提案	<p>①地球温暖化防止等に対するフロン類回収等の寄与率（数値）を明確にすること。</p> <p>②実行犯のみでなく、発注者責任および元請責任を強化すること。</p> <p>③解体工事の届出・報告制度（建り法など）を整備し、フロン回収等にも活用すること。</p> <p>④国民・業者に経済的インセンティブを与えること。</p> <p>⑤フロン税制度等を整備して断行し、効果的に運用すること。</p> <p>⑥教育・広報、規制、経済的手法をバランスよく実施すること。</p> <p>⑦解体工事業許可制度等を一本化し、解体工事関係業者の指導監督を強化すること。</p>